

群馬県屋外広告物条例施行規則の一部改正（案） （西毛広域幹線道路景観誘導地域の追加指定）について

群馬県は、「群馬県屋外広告物条例」の適用区域である安中市において、屋外広告物条例施行規則の一部改正を行い、西毛広域幹線道路沿道を「景観誘導地域」に指定し、良好な景観形成を図ります。【今回は、安中工区（R3年4月指定）の前後区間の追加指定となります。】

1. 景観誘導地域について

群馬県は、観光ルート等における良好な景観形成を図り、観光県ぐんまの魅力を高めることを目的に、平成29年度に群馬県屋外広告物条例の一部を改正し「景観誘導地域」制度を設けています。「景観誘導地域」に指定された地域では、地域の景観特性に応じた屋外広告物の規制を行います。

- 【景観誘導地域の指定実績】
- 上信自動車道景観誘導地域（渋川西BP(現道活用区間を除く)～長野原BP) H29.4.1指定
 - 甘楽町景観誘導地域（甘楽PAスマートICアクセス道路）R2.4.1指定
 - 西毛広域幹線道路景観誘導地域（安中工区）R3.4.1指定

2. 西毛広域幹線道路における景観誘導地域について

西毛広域幹線道路（全長27.8km）は、世界遺産富岡製糸場など西毛の観光地と県央部を結び、県民の安全な暮らしや企業などの安定した経済活動のほか、観光振興に寄与する路線です。このため、県条例を適用している安中市内の沿道を「景観誘導地域」に指定し、良好な景観の形成を図っていきます。

なお、「**A**：まちづくりと調和した景観」を図る区間となる「安中工区」（約1.9km）は、令和3年4月に指定済みです。

（1）今回の追加指定区間（案）

- 追加指定区間①** 国道18号～JR信越本線 延長約1.1km
「**A**：まちづくりと調和した景観」とする区間
- 追加指定区間②** JR信越本線～富岡市境 延長約4.6km
「**B**：沿線集落や田園風景などの遠景と調和した景観」とする区間
- 追加指定区間③** 高崎市境～指定済み区間終点 延長約1.9km
「**C**：山間部などの自然と調和した景観」とする区間

（2）屋外広告物の規制（案）

本線に向けて表示する屋外広告物を原則禁止とします。

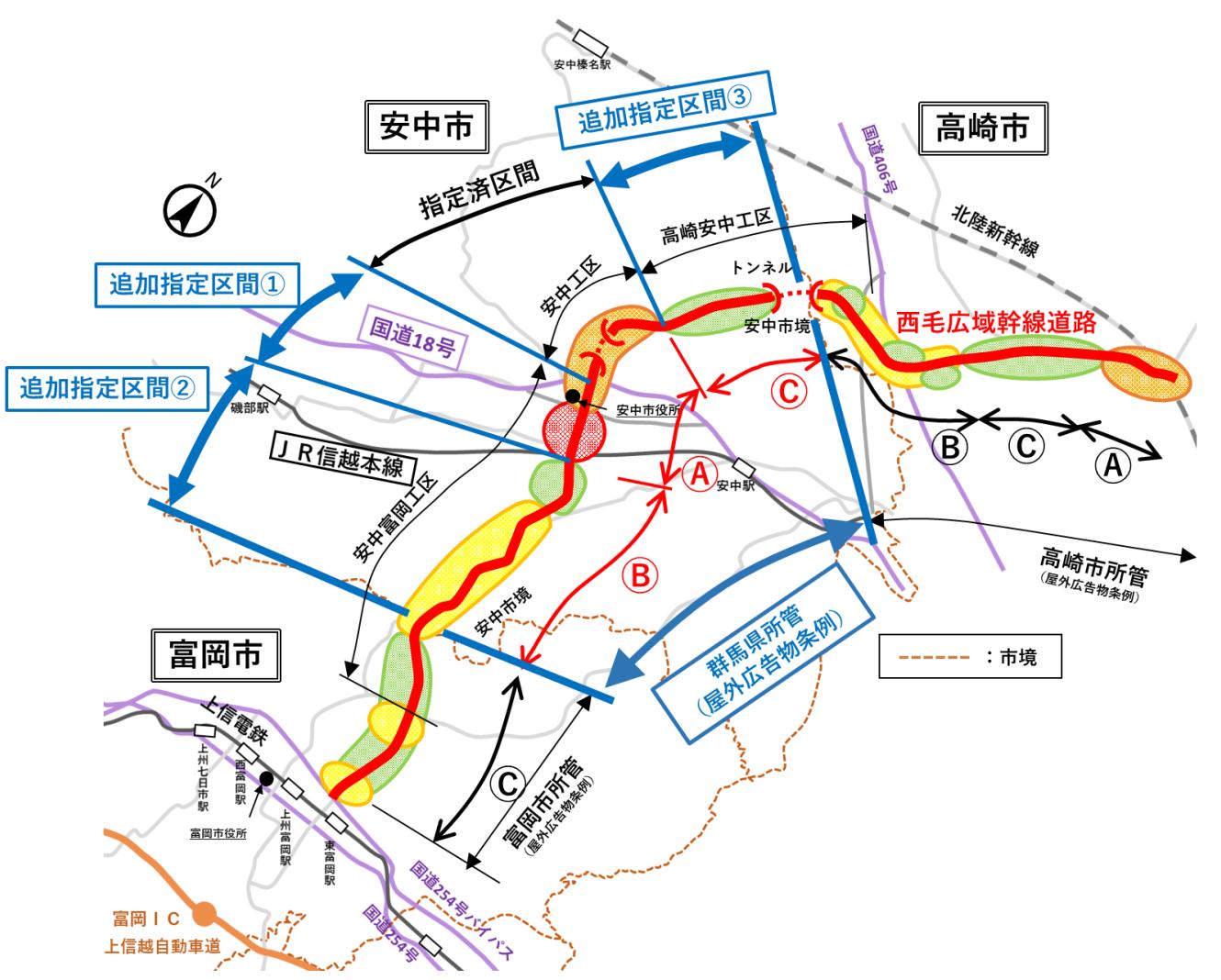
ただし、施行規則に則った広告物は、設置可能です。（【別紙】「規制(案)の概要」参照）

※今回の規制（案）は、令和4年8月5日開催の「群馬県景観審議会」で了承されています。

（3）今後のスケジュール（予定）

- ① 令和4年10月：パブリックコメントの実施
- ② 令和5年 1月：屋外広告物条例施行規則の一部改正
- ③ 令和5年 4月：改正屋外広告物条例施行規則の施行

3. 西毛広域幹線道路における景観誘導地域状況図

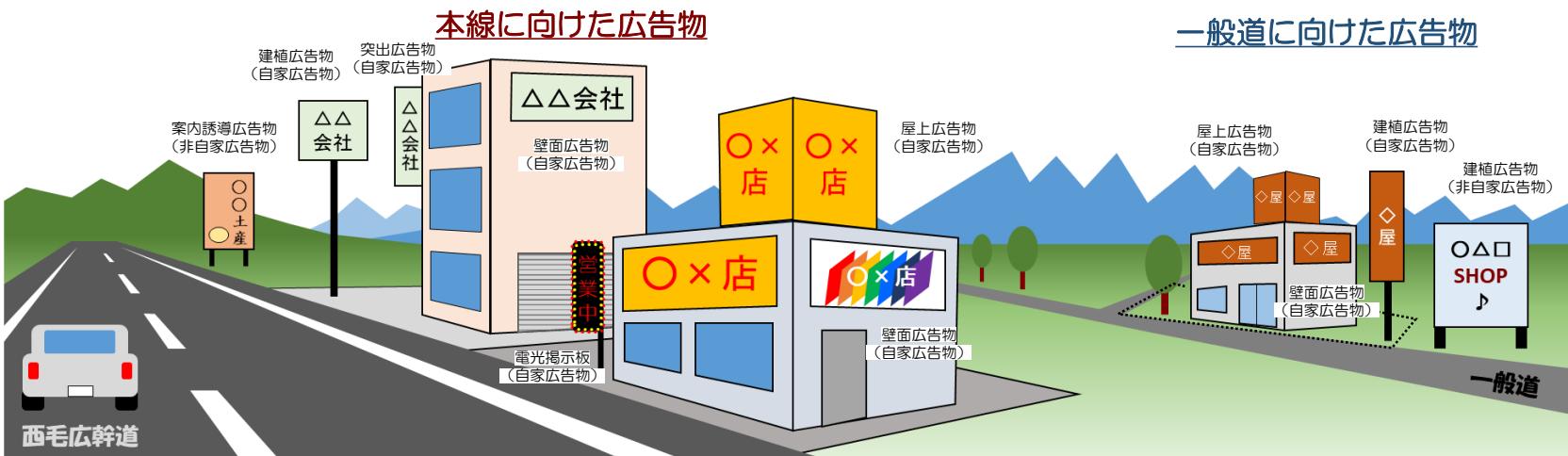


土地利用の方針（非線引き区域：市街化区域と市街化調整区域の別を定めていない区域）	景観形成の方針
<ul style="list-style-type: none"> ● まちのにぎわいを保つため、商業・業務等の都市機能と居住機能を整える区域 ● 公共施設や大規模住宅団地を核に、主に住宅・店舗等を誘導する区域 ● 集落の活力を維持するため、住環境の利便性と快適性を増進する区域 ● 自然環境保全や農業振興を図る区域 	<p>※屋外広告物条例を所管する県又は沿道の各市が地域景観の特性に応じて必要な取組みを定めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> A：まちづくりと調和した景観 追加指定区間①・指定済み区間 B：沿線の集落や田園の風景と山並みなどの遠景が調和した景観 追加指定区間② C：山間部や丘陵部の自然と調和した景観 追加指定区間③

※土地利用及び景観形成の方針は、「西毛広域幹線道路を活かした活力ある魅力的な沿道のまちづくり」に基づくものです。（令和2年度に群馬県と3市（高崎、安中、富岡）で作成）

【別紙】「規制(案)の概要」

- ・ 景観誘導地域に指定しなかった場合
 ※ 広告物の乱立などにより、本線からの眺望景観を阻害する恐れがあります。



【景観形成方針】

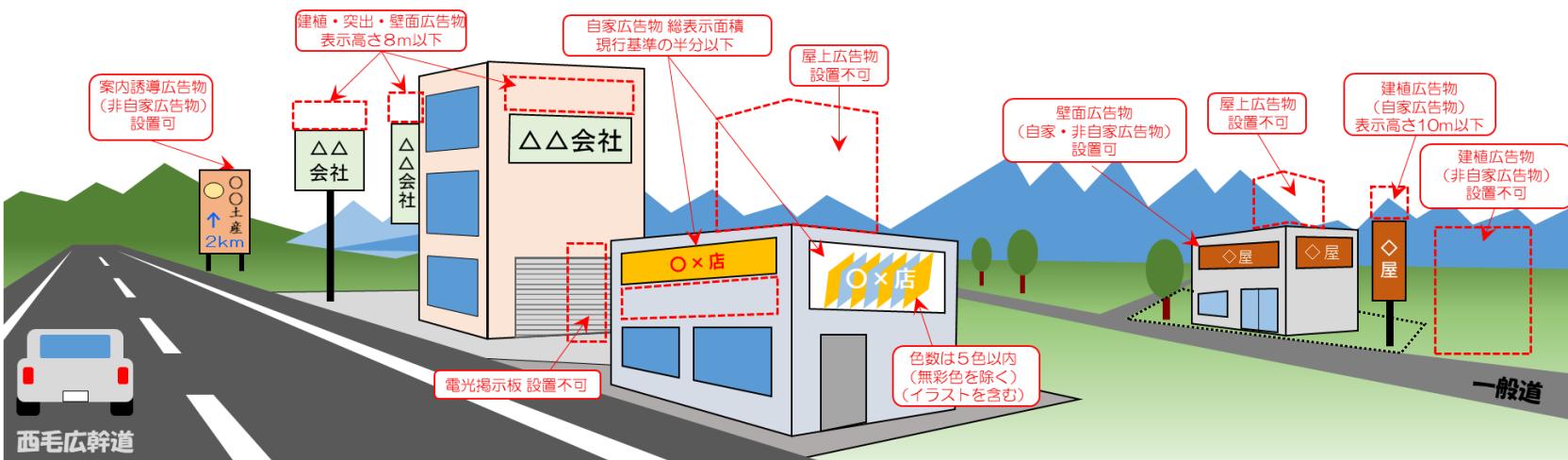
- Ⓐ：まちづくりと調和した景観
 追加指定区間①・指定済区間
- Ⓑ：沿線集落や田園風景などの遠景と調和した景観
 追加指定区間②
- Ⓒ：山間部などの自然と調和した景観
 追加指定区間③

【規制(案)の概要】

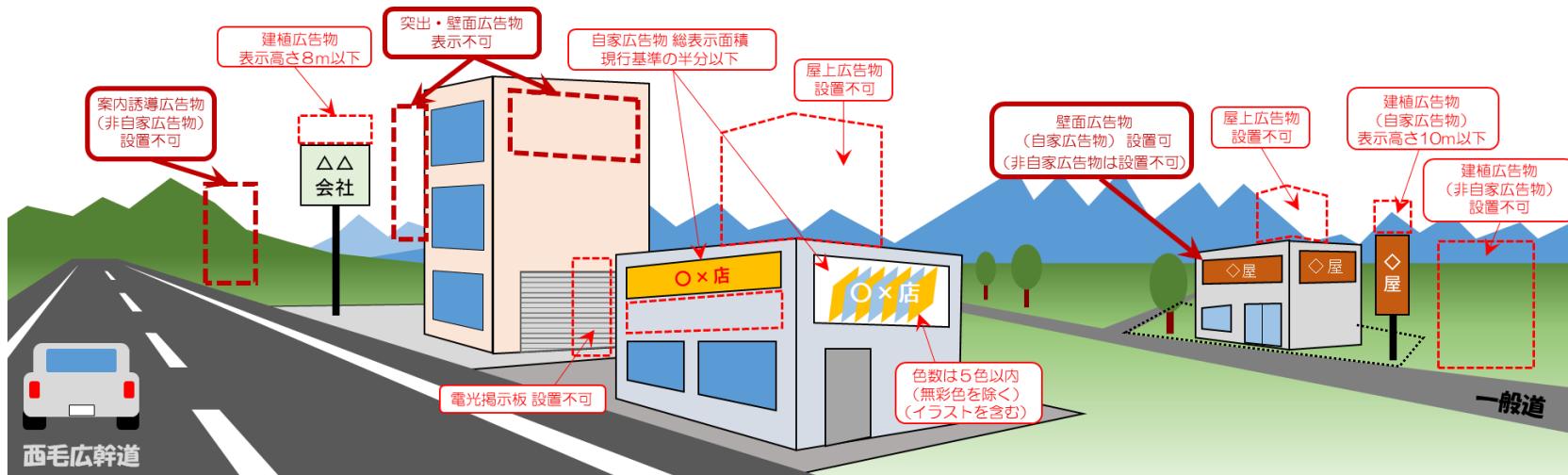
	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ
規制範囲	本線中心線から 両側100m (※1)	本線中心線から両側300m (※2)	
屋外広告物	本線に向けて設置する屋外広告物は、原則設置不可 ※ただし、規則に定める規制内容に則った広告物は設置可		
主な規制内容	○建植広告物：高さ8m以下		
	○屋上広告物：設置不可		
	○電光掲示板：設置不可		
	○色数：5色以内		
○総表示面積：現行基準の半分以下			
○壁面・突出広告物： 表示高さ8m以下		設置不可	
○案内誘導広告物（非自家広告物）： 高さ5m以下		設置不可	

- ・ 景観誘導地域に指定した場合
 ※ 広告物の規模や種類、色彩などを規制して、本線からの良好な景観の形成が図れます。

「Ⓐ：まちづくりと調和した景観」、
 「Ⓑ：沿線集落や田園風景などの遠景と調和した景観」



「Ⓒ：山間部などの自然と調和した景観」



※1：群馬県屋外広告物条例で定める禁止地域の指定範囲「指定する国道や県道の両側100m」を参考

※2：群馬県屋外広告物条例で定める禁止地域の指定範囲「高速道路の両側300m」を参考

【経過措置】

新たな規制内容により、既存不適格となる屋外広告物は、当該広告物を変更又は改造しようとする時まで、引き続き設置可能とします。